

プロジェクト **リース**項目 **第 492 回企業会計基準委員会で聞かれた意見****本資料の目的**

1. 本資料では、第 492 回企業会計基準委員会（2022 年 12 月 6 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

表示及び注記（単体財務諸表における注記の取扱い）

2. 連結財務諸表の注記事項をベースとして、単体財務諸表における注記の省略の定めを設ける事務局提案に賛成する。ただし、事務局提案では、連結財務諸表上で開示目的に照らして追加で開示が求められる項目（例えば、延長オプション等）については、単体財務諸表上も開示目的に照らして開示の有無を判断することを求める場合、他の項目において注記の省略を認めている取扱いと異なってしまう可能性がある。したがって、リース特有の取引に関する情報に含めるなどにより、単体財務諸表における注記の省略の取扱いと同等になるように見直してはどうか。
3. 会計方針の注記については、改正リース会計基準案では連結財務諸表を参照し記載を省略できる一方で、企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）では単体財務諸表でも必須の注記事項となっており、取扱いが異なるように感じる。また、区分表示の定めに対する補足情報については、収益認識会計基準における収益の分解情報に近いものが、改正リース会計基準案では単体財務諸表でも必須の注記事項となっており、取扱いが異なるように感じる。したがって、これらについて、単体財務諸表で注記を求めるか否かについては見直しが必要であると考える。
4. 貸手における注記は、収益認識会計基準と近い関係にあると考えられるため、類似の注記構成になる方が関係者の理解が得られやすいと考える。また、仮に改正リース会計基準案と収益認識会計基準で貸手の注記の取扱いが異なる場合には、その理由を示しておく方が関係者の理解が得られやすいと考える。
5. 連結財務諸表で十分な情報が開示される場合には単体財務諸表の開示は簡素化する流れの中で、リースに関しては改正前リース会計基準で十分な情報が開示されているとの整

理で単体財務諸表における注記を省略できるとされている。今回、単体財務諸表で注記が増加するため、関係者の理解に資する丁寧な説明が必要と考える。

6. 中小企業への対応という観点で、単体財務諸表しか作成していない企業について、開示拡充の必要性や省略可能な開示について追加の検討を行う余地があるのではないか。

「金融商品会計に関する実務指針」の改正案（日本公認会計士協会が公表している実務指針等の改正案）

7. 改正リース会計基準の適用前に計上された建設協力金及び将来返還されない敷金について経過措置を設ける理由として、契約の意図が反映されないことに加えて、コスト・ベネフィットの観点から、遡及修正を求めないことをしたものとならないものの理由が分かるように結論の背景に記載してはどうか。
8. 長期前払家賃に加えて、将来返還されない建設協力金及び敷金についても、改正リース会計基準適用時の帳簿価額を適用初年度の期首の使用権資産に含める経過措置を認めてはどうか。
9. 資産除去債務の便法の記載について、賃借期間という用語は使わず、資産除去債務に関する会計基準の適用指針と文言をあわせてはどうか。

金融商品の時価等の開示に関する適用指針の改正案（ASBJ 基準等の改正案）

10. リース債権等に係る時価の注記について「金融商品の時価等に関する事項」の注記を求め、「金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記は求めないという事務局提案に賛成する。

以 上